



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS® 基準、修正及び IFRIC® 解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュール・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年11月13日から15日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）](#)
- [IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）](#)
- [引当金を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)
- [「公的説明責任のない子会社：開示」の基準書の更新（アジェンダ・ペーパー32）](#)

リサーチ及び基準設定

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 11 月 14 日に会合し、持分法プロジェクトについての議論を継続し、次のことを決定した。

- 共同支配企業及び子会社に対する投資に関する開示要求の改善を提案するかどうか
- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案に関する経過措置

公開草案に向けて—共同支配企業及び子会社に関する開示要求の考え得る改善（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する投資について提案することを以前に決定した開示要求と同じ改善を、共同支配企業に対する投資について提案する。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 個別財務諸表において子会社に対する投資を会計処理するために持分法を使用することを選択する親会社が、親会社の子会社への取引からの利得又は損失を開示することを提案する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

公開草案に向けて—経過措置（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、投資者又は共同支配投資者が次のようにするよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 条件付対価を移行日に公正価値で認識及び測定し、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の対応する修正を認識する。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- c. その他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、未決定の事項を検討するとともに、IAS 第 28 号の修正の公開草案を公表するための所要のデュー・プロセスの手順を満たしたかどうかを検討する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2023 年 11 月 15 日に会合し、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（基準書ドラフト）の文案作成において識別された整理論点について議論した。当該論点は、小計及び区分、集約及び分解、並びにその他の事項に関するものである。

小計及び区分に関連した整理論点（アジェンダ・ペーパー21A）

以前の会議で、IASB は、企業が収益及び費用を投資区分に分類することを要求される資産（「特定の資産」）を特定した。今回の会議で、IASB は、特定資産からの収益及び費用は次のもので構成される旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 特定の資産が生み出した収益
- b. 当該資産の当初測定及び事後測定から生じた収益及び費用
- c. 当該資産の取得及び処分に直接起因する増分費用（例えば、取引コスト及び売却コスト）

したがって、投資区分と財務区分との間の整合性を維持するため、IASB は、資金の調達のみを伴う取引から生じた負債からの収益及び費用は次のもので構成される旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 当該負債の当初測定及び事後測定から生じた収益及び費用
- b. 当該負債の発行及び処分に直接起因する増分費用（例えば、取引コスト）

また、IASB は、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産、及びそうでない資産の例を含んだ適用指針を追加することも暫定的に決定した。この適用指針は、IASB が 2022 年 7 月の会議で顧客へのファイナンスの提供から生じた金融資産からの収益及び費用について追加することを暫定的に決定した適用指針を置き換えるものである。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、小計及び区分に関連した軽微な整理論点についての文案作成のアプローチについても議論し確認した。

集約及び分解並びにその他のトピックに関連した整理論点（アジェンダ・ペーパー21B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は基本財務諸表の構成を決定する分類の要求事項が有用な体系化された要約をもたらすかどうかを評価する必要がある旨を明確化する（当該要求事項の適用により、有用な体系化された要約が常にもたらされるからである）。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

b. たとえ他の IFRS 会計基準書が特定の要求される科目のリストを含んでいる場合や科目を最低限の要求事項として記述している場合であっても、基本財務諸表が有用な体系化された要約を提供するうえで当該科目が不必要である場合には、企業は基本財務諸表において当該科目を区分して表示する必要がない旨を明確化する。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

c. 一般的に、基準書ドラフトにおいて純損益計算書の営業区分に示されている項目のリストを表示することで、当該計算書が有用な体系化された要約を提供するにあたっての有効度を低下させる可能性は低いであろうと記述した適用指針案を削除する。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

d. 営業費用の集約及び分解の方法に関するドラフト基準書における適用指針における例示の結果的修正を行う。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、軽微な整理論点（経営者が定義した業績指標、集約及び分解を含む）についての文案作成のアプローチについても議論し確認した。

次のステップ

IASB は、基準書ドラフトについての書面投票プロセスを継続する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

IASB は 2023 年 11 月 14 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するプロジェクトの方向性について議論した。

IASB は、認識及び測定に関する要求事項の開発の探求を継続すべきか、それともプロジェクトの方向性を変更すべきかについて議論し、プロジェクトの方向性を変更することを決定した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、開示のみの要求事項の開発を探求すべきか、それとも当プロジェクトを中止すべきかについて議論し、当プロジェクトを中止することを決定した。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IFRS 財団スタッフがプロジェクト・サマリーを作成する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損（アジェンダ・ペーパー27）

IASB は 2023 年 11 月 14 日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 情報要請「IFRS 第 9 号『金融商品』の適用後レビュー — 減損」に対するフィードバックの要約
- b. 本プロジェクトの次のフェーズの計画

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、情報要請に対する詳細なフィードバックについて議論する。IASB はこれらの議論を 2024 年第 2 四半期までに完了する見込みである。この適用後レビューの終了時に、IASB はプロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2023 年 11 月 14 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

第 15 章「共同支配企業に対する投資」の修正案（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準（基準）の第 15 章における「共同支配」の定義を IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」における定義に合わせる。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 基準の第 15 章における共同支配の資産、共同支配の営業活動及び共同支配企業についての分類及び測定の要求事項を維持する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- c. 基準の第 15 章を IFRS 第 11 号の第 23 号の要求事項に合わせて、共同支配の営業活動又は共同支配の資産の当事者のうちそれらの取決めに対する共同支配を有していない者は自らの持分をその共同支配の営業活動又は共同支配の資産の分類に応じて会計処理するようにする。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

第 28 章の第 19 項における簡素化（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準の第 28 章の第 19 項を維持する。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 第 28 章の第 19 項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務を、企業の従業員全員が報告日において雇用を終了すると仮定して、現時点の終了金額で測定する旨を明確化する。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- c. 第 28 章の第 19 項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務の現時点の終了金額を割引せずに測定する旨を定める。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- d. 第 28 章の第 19 項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務の現時点の終了金額の算定基礎を開示することを要求する。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、公開草案における提案を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16）

IASB は 2023 年 11 月 13 日に会合し、公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案）に対するフィードバックについて議論した。

IASB は以下に関する提案について議論した。

- 電子送金による金融負債の認識の中止（アジェンダ・ペーパー16A）

- 資本性金融商品及びその他の包括利益（アジェンダ・ペーパー16B）

電子送金による金融負債の認識の中止（アジェンダ・ペーパー16A）

IASB は、公開草案における修正案を次の条件で最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の B3.1.2A 項における「決済日会計」への言及を削除して、「決済日」に置き換え、「決済日」とは現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務が確定されるか又は消滅する日を指すという説明を加える。
- b. 公開草案の B3.3.8 項(a)及び B3.3.8 項(b)における要求事項を一致させ、両方が「実際上の能力」に言及するようにする。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

資本性金融商品及びその他の包括利益（アジェンダ・ペーパー16B）

IASB は、公開草案における修正案を次の条件で最終確定することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 7 号の第 11A 項における導入文を修正して、同項における開示要求を持分投資のクラスごとに適用することを企業に要求する。
- b. IFRS 第 7 号の第 11B 項に IFRS 第 7 号の第 11A 項(e)と同様の開示要求を含める。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

引当金を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は 2023 年 11 月 15 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の考え得る修正について議論した。

IASB は、IAS 第 37 号の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業が引当金を測定する際に用いる割引率を計算する基礎を定める。
出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 企業は貨幣の時間価値を反映する率（リスクフリー金利で表される）を不履行リスクについての調整をせずに用いる旨を定める。
出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

次のステップ

IASB は、IAS 第 37 号及び関連するガイダンスの考え得る修正についての議論を継続する。

「公的説明責任のない子会社：開示」の基準書の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASB は 2023 年 11 月 15 日に会合し、公表予定の基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した後に「キャッチアップ」公開草案を公表する計画についてのアップデートを受けた。

「キャッチアップ」公開草案により、IASB は、IASB が公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」を 2021 年 7 月に公表して以降に公表又は修正された IFRS 会計基準書から生じた要求事項について、利害関係者と協議する。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は「キャッチアップ」公開草案の内容について 2024 年初頭に議論する。